

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

保育園や幼稚園、子ども園、学校（以下、「学校等」といいます。）の管理下でのお子さんの傷病にかかる医療費は、原則として学校等で加入している日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」（以下、「災害共済」といいます。）の対象となります。

災害共済の対象となる場合、「子ども医療証」を使用することはできません。
（調剤・整骨院等への通院や、治療用装具の作成代を含みます。）

窓口で医療費をお支払いのうえ、学校等へ災害共済を申請してください。

なお、学校等での傷病で子ども医療証を使用した場合は、子ども若者課までご連絡ください。（お問合せ先は裏面にございます。）

★こんなときに対象となります！

●部活動中

●授業中

●休み時間

●登下校中

●遠足・修学旅行など



★医療費が上乗せされて支給されます！

事例

部活動中に骨折。整形外科に3ヶ月通院し、保険診療の自己負担分（3割）として12,000円支払った。



「災害共済給付制度」を申請すると・・・

保険診療の総医療費（この場合は40,000円）の1割がお見舞金として上乗せされ、16,000円が支給されます。

4,000円
上乗せで支給！

★申し込みの流れ

① 事故発生 → ② 治療 → ③ 支払 → ④ 申請書の入手 → ⑤ 申請書作成
（園・学校など） （病院など）



⑥ 申し込み → ⑦ 1割増しで給付
（園・学校などへ）



△医療証は使えません。
一度、医療費をお支払いください。

※ 治療用装具を作成した場合は、③支払 の後に別途健康保険組合へ申請が必要です。

★こんな傷病が対象になります！

負傷

骨折・捻挫・肉離れ・腱切断・切り傷・すりむく・動物にかまれる・虫に刺される・やけど など。（治療用装具を作成した場合も対象となります。）

疾病

食中毒・皮膚炎・脳しんとう・関節炎・椎間板ヘルニア・熱中症 など。

<具体例>

部活動の練習を繰り返す中で膝の
関節炎になってしまった。



障害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症。

死亡

学校などの管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡、突然死。

★よくあるご質問

♪Q1：マル乳・マル子・マル青の医療証を使うことはできますか？

→A1：子ども医療証は使用できません。医療証を使用せず、医療機関に自己負担分をお支払いいただき、学校などに災害共済給付の申請をしてください。

♪Q2：学校等での傷病に誤って医療証を使ってしまった場合は？

→A2：使用した場合は、必ず子ども若者課児童手当・医療証係へご連絡ください。

♪Q3：学校等での傷病で治療用装具を作成した場合は対象になりますか？

→A3：治療用装具は対象です。申請方法などの詳細については、お通いの保育園、幼稚園、こども園、学校などにご確認ください。

♪Q4：複数回、複数月にまたがる診療も対象となりますか？

→A4：対象となります。また、1つの傷病につき、複数の医療機関にまたがって診療を受けた場合も合算して対象となります。

♪Q5：必要書類はどこでもらえますか？

→A5：お通いの保育園、幼稚園、こども園、学校などに用意してあります。

♪Q6：申込み先はどこですか？

→A6：お通いの保育園、幼稚園、こども園、学校などです。

★学校などでの傷病は、まず先生に報告を！

問い合わせ先

<災害共済給付制度に関すること>

お通いの保育園、幼稚園、こども園、学校などに直接お問合せください。

<子ども医療証に関すること>

目黒区子ども若者課児童手当・医療証係

TEL:03-5722-9864